

[事案 26-168] 契約無効等請求

・平成 27 年 10 月 1 日 裁定打切り

※本事案の申立人は、法人である。

<事案の概要>

契約時およびその後の募集人による説明が虚偽であったことを理由に、契約の無効および既払込保険料の返還等を求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 21 年 3 月に養老保険 6 件を契約したが、契約時およびその後の契約者貸付、払済保険への変更、および代表者個人への名義変更を組み合わせた法人の会計処理にかかる節税スキームの説明が虚偽であったことから、契約を無効として既払込保険料を返還するとともに、修正申告に必要な延滞税および訂正申告手数料等を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

募集人の契約時の説明や後任担当者の事後説明に不適切な点は認められないことを理由に、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の代表者および募集人 2 名、後任担当者 1 名に対して、募集人による虚偽の説明があったかどうか等、契約時およびその後の状況を把握するため、事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、以下のとおり、業務規程第 32 条 1 項 3 号にもとづき、裁定手続を打ち切ることとした。

- (1) 本件は紛争の金額が高額であり、かつ事実関係が複雑であること等の理由により、特に慎重に審理を行ったが、双方の陳述内容は全面的に対立しており、事実関係を確定することは困難であった。
- (2) 上記事実関係を明らかにするためには、より幅広い証拠の検討と、当事者に対する厳密な尋問および関係する第三者の尋問を必要とし、裁判所のような厳格な手続きをなさなければならない。よって、厳格な証拠調手続きをもたない当審査会で裁定を行うには適当でない。